

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	学校施設課

契約業者名・住所	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店 ・千葉県千葉市中央区問屋町1番35号
工事等の名称	教育情報ネットワーク運用保守業務
工事等の場所	松戸市教育委員会指定場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	939,400 円
工事等の概要	本事業は、松戸市における教育情報ネットワークの安定稼働を維持すること等を目的として、事業者へ運用の保守業務を委託するものである。
随意契約の理由	ネットワークシステムの保守サポートに関しては、ネットワークの安定稼働を目的とするため、高度な専門的知識及び技術の正確性が要求されることは当然ながら、セキュリティに深くかかわる業務の為、請負業者の信頼性が特に高く要求されるという特殊性がある。また、本業務に係る請負業者の選定にあっては、技術面のみならず、業務に支障なく円滑なサポートが可能ながことが必須の条件である。株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店にあっては、長年にわたり教育情報システム、サーバ等ネットワークの構築・運用に携わっており、本事業についても平成18年度より実績がある事業者である。 さらに、運用保守の対象となるネットワーク機器や端末等は、当該事業者が調達・構築・設定したものであり、当該機器における各種設定等の機密情報は同社のみが管理していることから、本事業を正確に実施するためには、当該事業者以外が業務を請け負うことは行うことは極めて困難であるだけでなく、他事業者による作業等に伴う障害が発生した場合は、継続した保守を受けることが不可能となる。

	したがって、本事業の性質及び目的が競争入札には適さないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店の1者より見積書を徴するとともに、随意契約の相手方とする。
--	--